

## 第123表 暴力団関係相談

(1) 年次別相談受理件数

(単位 件)

区 分	令和3年	令和2年	前 年 比
<b>総 数</b>	<b>2,361</b>	<b>2,460</b>	<b>△99</b>
<b>暴力団対策法第9条各号の行為</b>	<b>33</b>	<b>35</b>	<b>△2</b>
人の弱みにつけ込む金品等要求行為	5	2	3
不当贈与要求行為	12	4	8
不当下請等要求行為	-	-	-
みかじめ料要求行為	4	17	△13
用心棒料等要求行為	3	5	△2
高利債権取立行為	-	-	-
不当債権取立行為	3	2	1
不当債務免除要求行為	-	2	△2
不当貸付等要求行為	1	-	1
不当金融商品取引要求行為	-	-	-
不当自己株式買取等要求行為	-	-	-
不当預貯金受入要求行為	-	-	-
不当地上げ行為	-	-	-
競売等妨害行為	-	-	-
不当宅地等取引要求行為	-	-	-
不当宅地賃借要求行為	-	-	-
不当建設工事要求行為	-	-	-
不当施設利用要求行為	-	-	-
不当示談介入行為	1	-	1
因縁をつけての金品等要求行為	3	3	-
不当許可等要求行為	-	-	-
不当許可等排除要求行為	-	-	-
不当入札参加要求行為	-	-	-
不当入札排除要求行為	1	-	1
談合入札要求行為	-	-	-
不当公共工事契約排除要求行為	-	-	-
不当公共工事下請等あつせん要求行為	-	-	-
<b>縄張に係る禁止行為に関する相談</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
用心棒役務の提供の禁止	-	-	-
訪問する方法による商品売買契約等の勧誘の禁止	-	-	-
面会する方法による履行期限を経過した債権の取立ての禁止	-	-	-
<b>準暴力的要求行為の要求等に係る相談</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>離脱・勧誘・加入強要に係る相談</b>	<b>238</b>	<b>216</b>	<b>22</b>
離脱に係る相談	236	215	21
勧誘・加入強要に係る相談	2	1	1
<b>暴力団事務所等に係る相談</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>-</b>
禁止行為に係る相談	-	-	-
苦情・取締要望等	2	1	1
進出阻止・撤去等に係る相談	2	1	1
立ち退きに係る相談	2	4	△2
<b>民事訴訟に係る相談</b>	<b>11</b>	<b>21</b>	<b>△10</b>
損害賠償請求に係る相談	4	5	△1
その他の民事訴訟に関する相談	7	16	△9
<b>その他の不当な行為に関する相談</b>	<b>84</b>	<b>124</b>	<b>△40</b>
刑	61	89	△28
その他	6	6	-
上記以外の不当な行為に関する相談	17	29	△12
<b>暴力団対策法に関する相談</b>	<b>9</b>	<b>20</b>	<b>△11</b>
センター事業に関する相談	-	-	-
その他	9	20	△11
<b>その他の暴力関係相談</b>	<b>1,980</b>	<b>2,038</b>	<b>△58</b>

注1 センターとは、「暴力団追放運動推進都民センター」のことである。(3)も同じ。

注2 「その他の暴力関係相談」とは、暴力団対策法に基づく相談及び事件以外の相談であり、情報提供依頼等の相談も含む。

数値：組織犯罪対策第三課

## の受理・処理件数

### (2) 暴力団等団体別相談受理件数

(単位 件)

区分	総 数	指 定 暴 力 団					指 以 定 暴 力 団 外	準 構 成 員	総 会 屋	社 会 運 動	標 榜 活 動	政 治 活 動	そ の 他	不 明
		総 数	山 口 組	稲 川 会	住 吉 会	そ の 他								
相談受理件数	<b>2,361</b>	933	265	99	334	235	33	39	-	9	4	312	1,031	

注 山口組とは、六代目山口組、神戸山口組及び絆會をいう。

### (3) 相談処理件数

(単位 件)

区分	総 数	解 決													引 継 ぎ				打 切 り 続							
		総 数	刑 事 事 件 検 挙	特 別 法 犯 検 挙	行 政 命 令	準 暴 力 的 要 求 行 為	援 助 措 置	就 職 支 援	指 導 ・ 警 告 ( 相 手 方 )	助 言 ・ 指 導 ( 相 談 者 )	保 護 の 実 施	警 察 の O B 対 応	弁 護 士 対 応	保 護 司 対 応	少 年 指 導 員 対 応	被 害 者 支 援	総 数	セ ン タ ー		警 察	弁 護 士 会	そ の 他 の 機 関				
相談処理件数	<b>2,361</b>	2,280	10	-	10	2	-	-	4	2,253	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81

### (4) 相談者の職業

(単位 件)

区分	総 数	農 ・ 林 ・ 漁 業	鉱 ・ 製 造 業	建 設 業	不 動 産 業	産 廃 業	公 益 事 業	運 輸 業	貸 金 業	警 備 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店 業	金 融 ・ 保 険 業	旅 館 ・ ホ テ ル 業
相談受理件数	<b>2,361</b>	2	7	184	127	1	17	9	27	2	24	27	868	8

区分	パ チ ン コ 業	ゴ ル フ 業	サ ー ビ ス 業	娯 楽 業	風 俗 営 業	そ の 他 の 産 業	国 家 公 務 員	都 道 府 県 職 員	市 ・ 区 ・ 町 ・ 村 員	職 員	学 生	そ の 他	無 職	不 明
相談受理件数	1	-	151	6	8	120	5	7	15	2	7	318	217	201